

府県を越えた広域連携へ向け

第4回 豊岡市と京丹後市の合同会議を開催

「災害時における相互応援に関する協定書」

「雇用及び地元企業活動・

企業誘致促進対策に関する申合せ書」調印

平成21年10月21日

京丹後市役所

市では、地形的また産業的にも似ており、また経済的にも人的交流が盛んでありながら、これまで行政間では、府県の違いから情報の交流等もほとんどない状況にあった、隣接する豊岡市との定例的な合同会議を設置することで、府県を越えた広域的な見地からインフラ整備や観光振興、独自施策の相互紹介等による情報交流を行うことで連携し、丹後・但馬地域の振興を進めることとし、平成18年度から3回にわたり合同会議を開催してきました。

平成21年度については、第4回会議を10月22日に、豊岡市で開催することとしております。

前3回の会議で共有した、共通課題の解決、また、あらたな共有すべき課題の解決に向け合同の歩調をとることで、双方の振興につなげていきたいと考えています。

なお、合同会議に先立ち、「災害時における相互応援に関する協定書」の調印式、並びに「雇用及び地元企業活動・企業誘致促進対策に関する申合せ書」の調印式を行います。

■会議概要

■日時 10月22日（木）

調印式 15：45～16：00

合同会議 16：15～18：00

■場所

調印式 豊岡市 豊岡市民プラザ（アイティ7F） 交流サロン

合同会議 豊岡市 豊岡市民プラザ（アイティ7F） 市民活動室C・D

■出席者

豊岡市：市長、副市長、技監、防災監、政策調整部長、政策調整部参事、総務部長、市民部長、経済部長、都市整備部長、教育次長、秘書広報課長、政策調整課長（事務局）

京丹後市：市長、副市長、企画総務部長、財務部長、市民部長、建設部長、教育次長、危機管理監、観光振興課長、秘書広報広聴課長、企画政策課長（事務局）

■内 容

○調印式

災害時における相互応援に関する協定

雇用及び地元企業活動・企業誘致促進対策に関する申合せ

○合同会議

（1）共通課題

①鳥取豊岡宮津自動車道の整備について

②公共交通の利用促進について

1)コウノトリ但馬空港の利用促進と羽田空港直行便の実現について

2)北近畿タンゴ鉄道の利用促進について

3)路線バスの利用促進について

③観光振興について

1)観光の連携について

2)山陰海岸ジオパーク構想について

④雇用及び企業誘致対策について

（2）新たな課題分野

①災害時における相互応援体制の整備について

②消費者行政の取組みについて

■災害時の応援協定について<資料>

1 京丹後市が締結している他自治体との応援協定

- ①豊岡市、京丹後市消防相互応援に関する協定（H17.4.1）
・・・合併前から締結しており、豊岡市合併により更新したもの
- ②京丹後市、木津川市災害時における相互応援に関する協定（H20.2.7）
・・・両市間の盟約書締結に基づくもの
- ③全国青年市長会災害相互応援に関する要綱（H7.10.27）・・・48団体
- ④京都府広域消防相互応援協定書（H18.1.1）
・・・府下の市町村、一部事務組合による災害に対する消防の相互応援

2 協定締結の意義

- ①これまで、隣接ではありながら、府県という行政機構の違いから、行政部門では交流や連携がなかなかできずにいた中、この合同会議の発足を契機に両市の距離を格段に近づけることができた。府県の枠を越えた協定の締結もその一つの形。
- ②両市は、気候も似ていることから災害の発生も同じような内容になるが、状況を確認する中で、可能な範囲で職員や消防団などの人的な応援体制、物資の相互提供や被災者の受け入れなどが、協定によってスムーズに運用できる。

3 協定締結にメリット

- ①将来的に、相互の防災訓練への参加や大地震などを想定した合同訓練の実施
- ②相互が結ぶ応援協定団体も一緒になった相互応援体制への発展
- ③両市民の交流が高まり、ボランティアなどへの積極的な参加が得られるような意識の高まりへつながる
- ④防災担当部局間の定期的な連絡会議の開催など平常時からの連携強化

4 豊岡市との応援協定の骨子

(1) 協定の目的

災害時において、被災した市のみでは災害対応が困難な場合において、京丹後市及び豊岡市が相互に円滑な応援を行うことにより、十分な応急対策及び応急復旧の実施を図ることを目的とする。

(2) 応援の内容

- ① 応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供
- ② 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- ③ 被災者の受け入れ
- ④ その他、特に要請のあった事項

(3) 自主応援

通信の途絶等により被災市と連絡がとれない場合に、応援の必要があると判断したときは、自主応援も可能とする。

(4) 経費の負担

応援に要した経費は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として被応援市が負担する。

(5) 平時の活動

- ① 地域防災計画その他必要な資料の提供
- ② 連絡調整会議等の開催
- ③ 合同訓練等の実施
- ④ その他必要な事項

(6) 施行期日

本協定は、平成21年10月22日から施行する。

災害時における相互応援に関する協定書

京都府京丹後市と兵庫県豊岡市（以下「協定市」という。）の間に、災害時の相互応援に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した市（以下「被災市」という。）のみでは十分な応急対策及び応急復旧を実施することができない場合において、同法第67条第1項の規定に基づく相互応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 応援を要請する被災市（以下「被応援市」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、ファクシミリ等により応援の要請を行い、後に速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号の応援を要請する場合は、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号の応援を要請する場合は、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 応援を行う市（以下「応援市」という。）は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。

（自主応援）

第4条 協定市の区域で激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、前条による被災市からの応援要請を待たずに、この協定の定めるところにより応援を行うことができる。

2 前項の場合、前条第1項の応援の要請があったものとみなす。

（経費の負担）

第5条 応援市が前2条の規定に基づく応援に要した経費は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として被応援市の負担とする。

2 被応援市において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、応援市は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(平時の活動)

第6条 協定市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 地域防災計画その他必要な資料の提供
- (2) 連絡調整会議等の開催
- (3) 合同訓練等の実施
- (4) その他必要な事項

(補則)

第7条 この協定に関し必要な事項は、協定市が協議のうえ定める。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、協定市がその都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成21年10月22日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定する各市長が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年10月22日

京都府京丹後市長

兵庫県豊岡市長

雇用及び地元企業活動・企業誘致促進対策に関する申合せ（案）

豊岡市と京丹後市は、合同会議の趣旨に則り、雇用及び地元企業活動・企業誘致対策の促進を図るため下記のとおり申し合わせる。

1. 求人情報の共有・連携公開

両地域に有する求人情報を共有し、公開に当たっては情報端末等により一体情報として公開する。

2. 求職・就労支援における相互協力

各地域で計画する就職フェアや相談会等において、相互協力及び参加に努める。

3. 企業誘致活動における圏域の一体化とPR

各地域の企業誘致活動においては、両地域が広く隣接し密接な地域間関係にあることを踏まえ、各地域が有する公共施設や労働人口等を、少なくとも両地域一体的に位置付け、PRに努める。

平成 21 年 10 月 22 日

京丹後市

京丹後市長

豊岡市

豊岡市長

【今までの合同会議の内容】

■平成18年度

第1回合同会議（平成19年3月23日（金）、京丹後市網野町「ら・ぽーと」

〔内容〕

- ・市の概要及び平成19年度主要施策について
- ・合併後の行政運営について
- ・但馬・丹後間の高速道路網整備について

〔共通課題確認事項〕

- ①鳥取豊岡宮津自動車道について
- ②コウノトリ但馬空港の利用促進と東京直行便の実現について
- ③北近畿タンゴ鉄道の利用促進について

■平成19年度

○第2回合同会議（平成19年8月23日（木）、豊岡市民プラザ 市民活動室C・D）

〔内容〕

- ・共通課題の解決に向けた意見・情報交換等について
- ①鳥取豊岡宮津自動車道の整備について
- ②コウノトリ但馬空港の利用促進と東京国際空港への直行便について
- ③北近畿タンゴ鉄道の利用促進について
- ④観光の連携について

〔確認事項〕

◎ コウノトリ但馬空港から東京国際空港への直行便の実現に向けて、航空事業者や関係者に対する要望活動と一緒に取り組む

〔今後の課題及び調整事項等〕

- ・山陰海岸国立公園の世界地質公園「ジオパーク」の認定に向けて、全国的な組織の創設
具体的な取組み：全国的な組織への加入（日本ジオパーク連絡協議会）
- ・コウノトリ但馬空港から東京国際空港への直行便により、関東圏の観光客を東京から但馬空港へ、但馬空港から京丹後のボンネットバスの乗せ、両市の観光スポットを回る事業の展開
- ・京丹後市の「丹後まほろばぐるり旅」について、豊岡市の媒体でのPR（豊岡駅発のコース設定や豊岡市民の利用が多いことから）

■平成20年度

○第3回合同会議（平成20年10月20日（木）、京丹後市役所大会議室）

〔内容〕

- ・共通課題の取組状況について
- ①鳥取豊岡宮津自動車道の整備促進について
- ②コウノトリ但馬空港の利用促進と東京国際空港への直行便について
- ③北近畿タンゴ鉄道の利用促進について
- ④観光の連携
- ・新たに共有すべき課題について

- ①山陰海岸ジオパーク構想について
- ②小規模（限界）集落及び過疎対策について
- ③企業誘致対策及び雇用対策について
- ④百歳バンザイ「第1回健康大長寿のさとづくり全国交流会」について

[両市連携業務]

<豊岡市合併後>

- 消防応援協定（平成17年4月1日）

<第1回合同会議後>

- 観光パンフレットの交換（平成19年7月）

<第2回合同会議後>

- 図書館等相互利用に関する協定（平成19年9月1日、協定締結：同年8月23日）
- 豊岡市と京丹後市の HP のトップページへ合同会議のバナーをリンク（平成19年9月3日～）

<市民交流>

- 京丹後市民号（KTR 利用促進事業・イベント企画列車）の参加者が「ひだか福祉まつり」に参加し豊岡市民との交流（平成19年10月28日（日））
- 豊岡市民号（KTR 利用促進事業・イベント企画列車）の参加者46名が「風のがっこう京都」の環境学習等に参加（平成20年6月22日）

<共同活動>

- コウノトリ但馬空港から東京直行便の実現に向けた要望活動
- 山陰海岸ジオパーク構想に向けて全国的な組織「日本ジオパーク連絡協議会」への加入
- コウノトリ但馬空港利用促進及び北近畿タンゴ鉄道の利用促進キャンペーン、鳥取豊岡宮津自動車道の整備促進 PR の実施（ショッピングセンターメインに於いて）